

テクノロジー教育投稿規定

平成22年5月29日制定

日本産業技術教育学会中国支部はテクノロジー教育（オンライン版）を発行し、下記の投稿規定を定める。この規定の改廃は役員会が行う。

1. 投稿資格

- (1) 日本産業技術教育学会中国支部会員はテクノロジー教育に論文を投稿できる。ただし、日本産業技術教育学会支部大会もしくは本部大会、または支部もしくは本部が開催した研究会等で講演したものが望ましい。
- (2) 執筆責任者は中国支部会員に限るが、筆頭著者以外の共著者として非会員を含むことは差し支えない。

2. 投稿論文

- (1) 投稿できる論文はテクノロジー教育に関連した未公刊原著論文とする。
- (2) 論文のカテゴリーは研究論文、実践論文、実践事例論文、総説・解説とする。
 - 研究論文：独創性のあるもの（ただし、教育的な内容を含んでいること）。
 - 実践論文：教育実践において有用性があるもの。
 - 実践事例論文：教育又は教育実践において資料性があるもの。
 - 総説・解説：テクノロジー教育に関連した総説または解説
- (3) 実践事例論文への投稿は中国支部会員以外でも理事や編集委員からの推薦があれば、編集委員会で審議の上、執筆を依頼することがある。この場合の筆頭著者は所属先が中国地域に所在する者に限り、大学教員がなることはできない。
- (4) 総説・解説への投稿は編集委員会で審議の上、執筆を依頼する。

3. 執筆要項

- (1) 原稿は別に定める「テクノロジー教育執筆要項」に従って、日本語もしくは英語で執筆する。この要項に従わない原稿は原則として受理しない。

4. 原稿の提出

- (1) 原稿はPDFファイル形式にて、12月1日から2月末日までの3ヶ月間に編集委員会宛1部メール送信する。ただし、メールによる送信が困難な場合は郵送も可とするが、編集委員会の指示に従うこと。
- (2) 原稿の提出に際しては、別途定める原稿送り状に必要事項を記入し、1部メール送信する。
- (3) 原稿が提出されると、編集委員会から執筆責任者に対して原稿の受付通知を行う。10日以内に編集委員会から受付通知が届かない場合、執筆責任者は編集委員会宛連絡をする。

5. 受付年月日および受理年月日

- (1) 投稿論文の受付年月日は原稿が編集委員会に到着した日とし、受理年月日は編集委員会において採録を決定した日とする。

6. 編集ならびに査読

- (1) 編集業務は編集委員会で行う。
- (2) 投稿原稿の採否は複数の査読を基に編集委員会で決定する。審査の段階において編集委員会は投稿原稿に対して修正を求めることがある。修正を求められた原稿は原則として編集委員会の指示から 1 ヶ月以内に再提出しなければならない。再提出期限を経過した場合、その論文審査は次期以降の扱いとする。修正後の新原稿は修正箇所を下線もしくは赤字で明らかにすること。
- (3) 審査終了後も必要に応じて編集委員会から執筆責任者に直接連絡することがある。

7. 別刷

- (1) 別刷は発行しない。

8. 投稿経費

- (1) 論文掲載料は当分の間無料とする。

9. 著作権

- (1) 投稿された論文の著作権は日本産業技術教育学会中国支部に属する。
- (2) 著者が自らの著作物を利用するとき、日本産業技術教育学会中国支部として何ら制約はしない。

付則

この規定は、平成 22 年 5 月 29 日より施行する。

この規定は、平成 24 年 5 月 19 日より施行する。

この規定は、平成 30 年 6 月 2 日より施行する。

この規定は、令和 3 年 1 月 13 日より施行

この規定は、令和 5 年 10 月 28 日より施行する。